

2 専属制運賃表

車 両		第5輪荷重9トン以上の車両
基礎額		80,100円
加 算 額	作業時間8時間を超える場合は、 1時間までを増すごとに	8,760円
	基礎走行キロ80kmを超える場合は、 10kmまでを増すごとに	1,250円

3 諸料金

(1) 車両留置料

車 両	第5輪荷重9トン以上の車両		
トラクター30分までごとに	3,970円		
トレーラサイズ	20フィート	35フィート	40フィート
トレーラ24時間までごとに	1,680円	2,040円	2,190円

(2) 車両回送料

空車キロのキロ程度に対応する運賃の額から実車キロに10キロメートルを加えたキロ程度に対応する運賃の額を引いた額の2分の1とする。

4 割増料

(1) 品目割増

項 目	内 容	割増率
危険品	(1) 高圧ガス取締法に定める品目	2割以上の臨時の約束による ただし、特定毒物については
	(2) 消防法に定める品目	
	(3) 毒物及び劇物取締法に定める品目	5割以上の臨時の約束による
	(4) 火薬取締法に定める品目	
易損品 高価品等	精密機械、電子計算機、通信機、カ ラーフィルム等コンテナ1個当たり の商品価格2千万円以上のもの	3割以上の臨時の約束による
生きた動物	活牛、活馬等	2割以上の臨時の約束による

(2) 深夜早朝割増

午後10時から午前5時までの作業 3割

(3) 冷凍、冷蔵コンテナ割増 2割

(4) 冬期割増

地 域	期 間	割増率
北海道	自11月16日 至4月15日	2割
新潟県、長野県、富山県、石川県、 福井県、鳥取県、島根県の全県	自12月1日 至3月31日	2割

(5) 休日割増

日曜日及び祝祭日 2割

5 消費税の運賃料金への加算

消費税法に基づく税率について運賃料金の総額の加算

6 適用方

距離制運賃適用方

(適用範囲)

1 運賃及び料金は、専用車両により、国際大型海上コンテナを運送する場合に適用します。

ただし、輸出入貨物以外の貨物を収納した国際大型海上コンテナを運送する場合及びそのための回送を行う場合には適用しません。

(定義)

2 (1) 「国際大型海上コンテナ」とは高さ2,438mm、幅2,438mm、長さ6,058mm(8フィート×8フィート×20フィート)の大きさ以上の国際輸送用大型海上コンテナをいいます。(以下「コンテナ」といいます。)

(2) 「1回の運送」とは、次の各号をいいます。

① コンテナヤード(コンテナフレートステーション等の集積場所を含みます。以下この項において同じ)から荷主の指定した場所、または荷主の指定した場所からコンテナヤード間の車上受けから車上渡しまでのコンテナの運送をいいます。

② 前号の区間を往路、復路ともにコンテナを運送した場合は、往復で1回の運送とします。

ただし、コンテナを往路運送後荷主先において、帰庫してもよい旨の荷主の意思表示があった場合(トレーラ切離しをいいます)、または復路において荷主の異なる場合においては、往路のみで1回の運送とします。

(運賃計算の原則)

3 運賃は、コンテナのサイズ別に運送距離によって1回の運送ごとに計算します。

(運送距離の計算)

4 (1) 運送距離は「海上コンテナ料程表」によるものとし、キロ程の記載のないものは昭和47年7月5日自貨第66号通達別冊「自動車路線営業キロ程表」によるものとします。

(昭和49年7月12日自貨第132号にて一部改正)

(2) 自動車航送船を利用して通して運送する場合は、航路の前後キロ程を通算します。

(端数処理)

5 運賃または料金を計算する場合において生じた端数は次により処理します。

(1) 計算した金額が10,000円未満のときは、100円未満の端数は、100円に切上げます。

(2) 計算した金額が10,000円を超えるときは、500円未満の端数は500円に、500円を超え1,000円未満の端数は1,000円に切上げます。

(品目割増)

6 コンテナの内容品が品目割増に該当する場合には、所定の割増率を適用します。

内容品に割増率を適用する品目と適用しない品目、または異なった割増率を適用する品目が含まれている場合には、そのうち最高の割増率を適用します。

(冷凍コンテナ割増)

7 冷凍、冷蔵コンテナを運送する場合、冷凍機を作動させた区間については運送区間と当該区間との割合により所定の割増率を乗じて計算した額を加算します。

$$\frac{\text{作動距離}}{\text{運送距離}} \times \text{運送距離運賃} \times 0.2$$

(冬期割増)

8 運送区間中に冬期割増適用地域に該当する部分がある場合には、当該割増区間の運送距離による運賃に

対して所定の割増率を乗じて計算した額を加算します。

(冬期割増区間の運送距離運賃×0.2)

(休日割増)

9 日曜祝祭日(当日に限ります)に行われる運送については、所定の休日割増率を適用します。

(深夜早朝割増)

10 深夜早朝割増適用時間(午後10時から午前5時まで)に行われる運送(当該運送のための詰込み、取出し時間及び車両留置時間を含みます)については、次の式により計算した割増額を加算します。

深夜早朝割増適用時間÷運送時間(当該運送のための詰込み取出し時間及び車両留置時間を含む)
×運賃(割増が適用されない場合の運賃総額)×0.3

(車両留置料)

11 荷主側の責によりトラクタがコンテナの発着地(コンテナヤード、コンテナフレートステーションを含みます)に到着後2時間を経過しても出発できないときは、その2時間を超える時間について所定の車両留置料を収受します。

トレーラが24時間を超え留置された場合は、その超えた時間につき所定の車両留置料を収受します。

(車両回送料)

12 1回の運送のため総走行キロ中空車キロが実車キロに10キロメートルを加えたキロ程を超過する場合は、所定の車両回送料を収受します。

(消費税及び地方消費税の運賃への加算方法)

13 (1) 運賃及び料金の総額に5%を乗じて計算します。

(2) 前号により計算した金額に1円未満の端数が生じた場合は、1円単位に四捨五入します。

(実費収受)

14 次の荷主要求による運送に伴う特別の負担は実費として収受します。

(1) 詰込み、または取出し料(コンテナの中へ荷を搬入すること、あるいは搬出することをいいます。)

(2) 自動車航送船利用料(航送中の諸経費を含みます)

(3) 有料道路利用料

(4) 荷役機械使用料

(5) 汚わい品によるトレーラ洗車料

(6) 特殊な特認手数料(道路交通法第57条第3項の規定による第58条の制限外許可手続きをいいます。)

(7) 特殊車両手数料

(8) その他の運送に関連して求められるサービスに対する特別の対価

(手配取消し解除)

15 運送手配申受け前日の最終時刻平日16時、土曜日12時を経過し、運送開始までの間の取消しは1件につき、運送するコンテナサイズ別距離制運賃の最低運賃の2分の1を収受します。

また、当該運送を開始した以降の取消しの場合には、当該運送を遂行したものとして、その運送の正規の運賃を収受します。

(その他)

16 この運賃及び料金の適用に関し、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲内で当事者間の取決め、または慣習によるものとします。

(専属制運賃の適用方)

17 同一埠頭内のコンテナフレートステーションとコンテナヤード間の運送(荷主との特約がある場合に限ります)については、2から4までの規定に関わらず専属制運賃を適用することができます。

専属制運賃を適用する場合には、1、2、4から10まで及び13から15までを準用します。